



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日米企業情報開示の比較検討 : 乳業を事例として
Author(s)	浅田, 英祺; ASADA, Hideki; 崎浦, 誠治 他
Citation	北海道大学農経論叢, 37, 201-225
Issue Date	1981-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10956
Type	departmental bulletin paper
File Information	37_p201-225.pdf



日米企業情報開示の比較検討

— 乳業を事例として —

浅田英祺 崎浦誠治

目 次

第1節 企業情報の開示	201
1) 開示される情報	201
2) 法令中心主義の情報開示	203
3) 慣行中心主義の情報開示	204
第2節 日本式営業報告書	205
1) Y社・1969年度営業報告書	205
2) 商法に基づく情報開示	227
3) 財務諸表の基準と様式	209
4) 有価証券報告書による情報開示	210
第3節 米国式年次報告書	214
1) K社・1969年年次報告書	214
2) メッセージと財政概要	216
3) 年次報告書の概要	219
4) Form 10-K と Rule 14c-3	220
5) 多国籍所有企業の情報開示	222
要 約	224

第1節 企業情報の開示

1) 開示される情報

日米乳業の比較分析を行なうためには、基礎資料として、相互に比較し得る多様な企業情報を総合的に収集しなければならない。しかし、現実には、企業が公表する情報は、量的にも質的にも限定されており、その範囲、内容は、なによりも当該企業が採用する企業情報開示制度によって規制されることになる。したがって、日米乳業の比較分析の有用性を高めるためには、日

米両乳業の企業情報開示制度の特徴とその限界を分析するための点検作業が先行しなければならない。

こうした点検作業は、第1段階として企業情報開示制度の特徴と開示された情報の範囲を見定めること、第2段階として収集された情報と開示された情報および利用可能な情報の特質とそれぞれの情報の正確性・客観性の認定を行なうこと、第3段階として比較分析のために必要な情報の選定を行ない、量と質の面から検討作業の範囲を決定する—ことに区分されよう。そのさい開示された企業情報が日米両国乳業の「真実にして公正な概観」¹⁾を映し出していると判断し得るかどうかが最大の課題なのである。

一般に企業情報開示制度は、「公衆の理解と公益を増進するために、企業全体の組織、活動、方針をはじめ、営業状態、財政状態等について、事実に関する情報の公開を促進する制度」²⁾と定義することが出来よう。企業情報開示制度は、資本調達市場の形成と投資家保護の必要から誕生した経緯があるため、最低限度の企業情報を開示する必と要性は企業の側からも受け入れられてきたといえる。

しかし、企業情報開示制度についての社会的関心度合は時代により、国により、あるいは業種によってまさに千差万別の観を呈しているその中で日米両国の営業報告および財政報告を中心とする情報開示は、質量共に欧州その他諸国よりも充実しているとみられる。

もちろん、日米両国乳業の企業情報開示制度はそれぞれの国内で有効な法令、慣行によって規制されているため、非常に大きな差がある。それを概観すれば、日本式企業情報開示制度は法令中心主義であり、米国式企業情報開示制度は慣行中心主義であるといえる。一般株主向に作成され、開示される資料は日本においては営業報告書であり、米国においては Stockholders' Annual Report である。Y社における営業報告書は日本の商法と商法計算規則に従って作成され、開示されており、K社の年次報告書は米国内において一般に認められる基準にしたがって作成、開示されている。本章では日米乳業の企業情報開示制度の現状と特徴を具体的に検討していくことにしよ

-
- 1) “True and Fair View” イングランドの独立自営商工業者達が財務諸表を作成したときから生じた慣行基準である。
 - 2) OECD「International Investment and Multinational Enterprises, 1976. 6」外務省国連局仮訳を参照した。

う。

2) 法令中心主義の情報開示

わが国乳業Y社の営業報告書は「商法」の規定を受けて作成、公表される公式の決算書類といえる。Y社の自由意志によって選択された開示基準に従って、独自の創意によって作成されたものではない。Y社の営業報告書は、企業情報の日本式開示水準を示すものであって、その特徴は法定の基準によって作成された決算書類が、法令の手続きにしたがって公表されているところにある。

「商法第281条³⁾」には『取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附属明細書ヲ作ルコトヲ要ス 1 貸借対照表 2 損益計算書 3 営業報告書 4 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案』とあり、『②前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス』と続く。Y社が「営業報告書」と称する報告書には、上記の4種類の決算書類が、営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益金処分案、の順で記載され監査役監査報告が続いている。

このように、Y社の営業報告は商法の規定にしたがって作成された財務諸表が中心的な情報をなしている。その順序は「商法第282条」の計算書類の公示、「商法第283条」の定時株主総会における計算書類の承認手続き、さらに「商法第283条③項」の公告指示にしたがった貸借対照表の公告に至る。この一連の手続きは商法に規定されている。日本式営業報告書が法令中心主義によって作成されるといわれるのは「商法」の規定をY社を含む一般企業が広く順守しているためにほかならない。

このように、わが国の企業が開示するもっとも一般的な情報は「商法」の規定する計算書類であり、それは監査役監査済書類となっている。このため、開示を受ける株主等利害関係人をはじめ一般利用者は、企業情報の客観性、正確性についての疑問をいちいちさしはさまなくてもよいことになる。企業の側には開示基準が法令によって指示されるので、恣意性、任意性の介入を大幅に制限されることになる。法令中心主義によって作成開示されるわが国の企業情報は、開示を受ける側ならびに行なう側に、相応の効果を及ぼ

3) 商法は1963年4月1日施行後のものを「新法」従前のものを「旧法」と正式に呼称する。この大改正によって、商法の規定は詳細かつ強制的なものとなった。引用は「最終改正昭和50年12月27日法律第94号」によった。

すことになり、総体としては、開示された企業情報に対する一般的有用性の評価を高める。これが、法令に基づく企業情報開示制度のすぐれた特徴とされるのである。

もちろん、法令中心の情報開示には問題も多い。それが法令に基づいて行なわれるために、開示の範囲が法令によって制限ないし保護されることになりやすい。法令自体が企業情報の追加開示を規制する機能を果すという思わざる制限効果が発生する。特に、公衆の理解を深めさせるための情報をいかに追加開示するかが、OECD、EC等で真剣に討議されている現状において、わが国の法令中心主義による企業情報開示制度の硬直性が改めて問題となるのである。⁴⁾

3) 慣行中心主義の情報開示

これに対して米国乳業K社の年次報告書は他の米国企業の年次報告書と同様に、米国独特の企業情報開示制度の産物とみなすのが適当である。日本式営業報告書を法令中心主義の情報開示とすれば、米国学年次報告書は慣行中心主義の情報開示資料といえるのである。米国学年次報告書が今日の形式で刊行されるようになったのは1920年、U. S. スチール社のそれが嚆矢とされる。⁵⁾ 同社は1901年創立されたのであるが、株主等一般投資家に十分な情報を提供する義務があると判断した同社は1902年12月終了事業年次の報告書に、営業、財務報告を盛り込んだ。以来今日まで、同社はこの分野のパイオニアとして、年次報告書による情報開示に努力している。

U. S. スチール社の年次報告書が刺激となって、米国の企業情報開示制度は急速に充実して行き、すでに、1902年代には、証券取引所上場会社の公表する財務諸表の水準は「かなり詳細な内容」をもっていたという。このように、米国学年次報告書はK社のそれを含めて、各企業の実努力的努力と経験の積み重ねのなかから発達してきた。したがって、年次報告書に盛り込まれる開示情報は、わが国式の営業報告書に比べると、著しく範囲が広い。日本式営業報告書は決算書類中心型であるのに対して、米国学年次報告書は総合情報型である。企業全体の組織、活動、等の方針の開示を初め「一般に認められた

4) (4)OECD前掲書。

5) 岩下一隆「日米会計慣行の重要な相違点」

会計基準⁶⁾によって作成された財務諸表が、これも「一般に認められた監査基準」によって監査を受けた正規の決算書類として掲載されている。営業報告、財政報告の内容も充実している。

このように、米国式企業情報開示制度はもっぱら米国経済社会の慣行にしたがっているのであるが、もちろん開示制度を公認し、また奨励する法令は存在する。米国には、わが国の「商法」に該当する連邦法は存在しないが、30年代の経済恐慌から証券投資家を保護する目的をもった「証券法」（1933年）と「証券取引法」（1934年）が制定されている。「証券取引法」は、株世上場会社に対して、『Form 10-K』と称される年次報告書を証券委員会（SEC）に提出する義務を負わせている。したがって Form 10-K は、一種の法令中心主義に基づいて作成される年次報告書といえよう。

これに対して、慣行中心主義によって作成される年次報告書は一般に Condensed Annual Report あるいは Stockholders' Annual Report と呼ばれるものであって、長期にわたって米国の実業社会が育成してきた一般大衆向情報開示制度の産物であった。「証券取引法」の『Rule 14c-3』には、株主向年次報告書に掲載するように勧告された情報が7種類あげられていた。これらの誘導措置によって米国における年次報告書は一層充実することになったとみられるが、すでに慣行として定着したことを受けて、証券取引委員会は74年に『Rule 14c-3』を命令的規定に改正した。これによって、株主向年次報告書は法的根拠をもったことになり、米国における企業情報開示制度の中核的存在としての地位はさらに高まって行くこととなるのである⁷⁾。

第2節 日本式営業報告書

1) Y社・1969年度営業報告書

Y社の営業報告書を具体的に分析するために、1960年代最終年次の営業報告書を探り上げてみよう。報告書の形状は15cm×21cm、16ページの薄い小冊子で、その構成は①株主宛社長メッセージ、②商法の指示する計算書類と監

6) “Generally Accepted Accounting Standards” は米国会計原則。中島省吾「アメリカ会計原則」（経済学辞典、岩波書店）

7) 増谷裕久「アメリカにおける Annual Report の動向」を参照した。

査報告, ③営業等一般資料に3区分することができる。

開示内容をみていくと①の株主宛社長メッセージは、16ページ建ての報告書のうちの僅か1ページを占めるだけであるが、営業報告書の中では唯一の叙事的資料といえる。④1969年度のわが国経済の動向, ⑤貿易・資本自由化の進展と対応策, ⑥牛乳・乳製品の市況, 生産の動向, ⑦Y社の営業成績と今後の経営方針にふれられており、Y社の経営方針、営業概況とその経営者の分析が盛り込まれている。

②の計算書類は⑧営業報告書（昭和44年4月1日から昭和45年3月31日までの第20期）、⑨貸借対照表（昭和45年3月31日現在）、⑩損益計算書（昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで）、⑪利益金処分案、⑫監査役監査報告書（昭和45年5月）からなっており、5ページにわたって記載されている。このうち④-⑦の4種類が商法の規定する計算書類、⑧は商法の規定する報告書類である。⑨-⑩は商法と商法の委任を受けた法務省令「株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則」の指示する会計基準に従って作成されている。

③の一般資料は掲載順に、本社・事業部・支店・主要工場一覧表（地図）、雪印の全国に占める生産比率（集乳量・バター・チーズ等の円グラフ）、同社の事業量の推移（資本金、売上高の棒グラフ）、株式の状況（所有者別、持株数別円グラフ、地域別地図）、大株主名（表）、株式案内（項目別説明）、道支社の新社屋完成（写真グラフ）、茶内工場が面目一新（同）、電気自動車で万博に参加（同）、三宮駅前にネオン完成（同）、ユニークな新製品ぞくぞく誕生（写真パネル）となっており、資料はおおまかなグラフィック的手法で表示されるものと写真による紹介部に区分される。これらの情報は営業報告書ならびに財務諸表との関連、あるいは技術的専門的な立場から作成された財務諸表の補助資料等として選定されたものとはみられない。ごく一般的な社業宣伝資料とみなされる性質の資料ばかりである。

Y社の69年度営業報告書は、技術的専門的会計情報としての計算書類と、一般的社業宣伝資料が併置配列されており、商法の規定する企業情報開示制度以外の一般資料が9ページにわたって公開されている。形式上は法的開示情報よりも追加開示情報の方が多いためである。しかし、これを利用上の立場から批判すると次のようになる。第一は計算書類の理解を助けるための解

説、注記が全くないことである。それらが商法計算規則に従って作成された公式の計算書類であるから、あえて解説、注記は付さないようであるが、商法計算規則に関する知識を一般株主や利用者が持っていると考えるのは早計に過ぎる。営業報告書は、もっとも広く配布される企業情報である。理解を深めさせるための記述を付す必要があるだろう。

第二は営業報告書と呼ばれながら、全体に営業、財政面を含めた叙述的記述部分が少なすぎることである。解説を伴わない会計情報と地図、グラフ、写真による一般資料がただ併置配列⁸⁾されているにすぎず、株主向企業情報の開示目的とみなされる Lasser の基準から判断しても、開示内容の総合性には欠けるところが多いと指摘できよう。Lasser の基準は米国の年次報告書の開示目的について、株主については①株主に対して誇りをもたせること、②株主に自社に対する関心をもたせること、③自社とその製品の景気付けに株主の援助を求めること、④経営者に対する株主の尊敬の念を増すために利用することの4項目。株主以外の利害関係者については⑤従業員に感化を及ぼすこと、⑥製品に対するより多くの消費者を獲得すること、⑦仕入先・得意先に関心を寄せさせること、⑧新聞の財務欄に好意的な記載を行なわせること、⑨証券分析者をして自社の株式を推薦させるよう働きかけること⁸⁾の5項目を挙げている。

Y社の営業報告書をこれらの開示目的、開示意图基準から検討してみると、ブックデザイン、表現形式を含めて改善の余地が十分にあると指摘できるのである。

2) 商法による情報開示

Y社の69年度営業報告書は株主宛メッセージに続いて、取締役連名の報告を株主に対して行っており、その主文は『昭和44年4月1日から昭和45年3月31日までの第20期営業報告書、貸借対照表、損益計算書および利益金処分につき、監査役の監査を得て次のとおりご報告申し上げます』とある。これは商法の規定に従う報告手続きの一つであるが、商法によると計算書類の作成から開示までの手続きは次のとおりである。

第一段階は取締役による計算書類の作成（商法第281条）第二段階は計算

8) J. K. Lasser's Standard Handbook for Accountants, Part 5. 増谷裕久、前掲書。

書類の監査役への提出（同第 281 条の 2），第三段階は監査報告書の作成と取締役への提出（同第 281 条の 3），第四段階は取締役による計算書類の公示（同第 282 条），第五段階は定時総会における計算書類の承認（同第 283 条），第六段階は取締役による貸借対照表の公告（同第 283 条③）である。Y社の営業報告書で開示されている計算書類も以上の手続きを経て作成されたもので、商法第 283 条②項の規程に従って、定時総会の招集通知とともに、株主に送付される。

次に、商法の指示する計算書類の構成を検討すると、それは①貸借対照表、②損益計算書、③営業報告書、④準備金及利益又は利息の配当に関する議案（Y社の場合は利益金処分案）の 4 種類であって、これは商法における株式会社の計算規定が大改正された「新法」（1963年 4 月 1 日施行）によっている。「旧法」によって作成された営業報告書（Y社においては第14期1963年度迄）の計算書類は筆頭に財産目録の開示があった。もっともY社の営業報告書によると財産目録は第10期から第14期までは『貸借対照表の資産・負債と同様につき省略いたします』と注記されて省略されていた。

「新法」においては『財産目録は、開業、合併、清算等財産計算を行う必要がある場合にのみその作成を要するものであって、損益計算を主眼とする決算の場合には財産目録を作成する必要は見出されない』とする経済安定本部企業会計基準審議会の「商法と企業会計原則との調整に関する意見書（昭和26年 9 月）」の主張に従って、削除されたのである。もっとも「旧法」が財産目録を計算書類の筆頭に挙げたことにはそれなりの根拠があった。『債権者の保護、具体的には支払能力の測定を目的としてのことであり、そこでは貸借対照表は、単に財産目録の要約表と考えられていたにすぎない』（大蔵省企業会計審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見表 1 財務諸表の体系について」・昭和35年 6 月）とされていた。貸借対照表は財産目録から作成されなければならない、との思想が法律上の制度として採り入れられていたのであった。

『ところが、企業会計において損益計算の重要性が強調されるにつれて、貸借対照表と損益計算書とは有機的関連を保つべきことが認識されるようになった。』（大蔵省企業会計審議会上連続意見書）貸借対照表は損益計算書とともに、正確な会計簿記に基づいて同時に作成されなければならないとの

思想が導入されることとなって、財産目録と決算貸借対照表の関係は断ち切られ、財産目録の有していた貸借対照表作成の手段としての機能は喪失するに至ったのである。

と同時に、「新法」は戦前からの懸案となっていた財務諸表の様式を定める命令を「株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則」（法務省令第31号、昭和38年4月1日施行）として制定し、株主総会に提出される計算書類の様式の基準を明確にした。しかし、計算書類に含まれる「営業報告書」の作成方法、記載事項については特別の規定を設けなかった。商法によって、「営業報告書」は財務諸表の関連書類としての性格を持たされていたが、形式、内容の規程を定められなかったため各種各様のものが作成された。Y社では④生産販売状況、⑤株主総会議案の議決経過、⑥社債の募集及び償還、⑦庶務事項、⑧従業員、⑨株式の変遷について2ページにわたって記載する様式をとっていたほか、小冊子そのものの通称として「営業報告書」（英訳Business Report）を用いてきた。営業報告書は必ずしも会計帳簿に基づいて作成する必要のない書類であるから、これを財務諸表の体系から除いて計算書類の構成を純化させるべきだとの有力意見もあったが、これはまだ実現されていない。財務諸表の体系の純化は良いとしても、企業情報の開示範囲が狭くなることに問題が残されていたからであろう。

3) 財務諸表の基準と様式

一般に企業情報の主要部分をなすのは営業報告と財務報告であろう。このうち財務報告は、概況と財務諸表からなる会計情報が中心となる。最も広範囲に公開される貸借対照表は商法の規定による公告の形式をとるし、一般株主に対しては財務諸表の全てが報告される。その作成基準と公表様式の問題点をY社の営業報告書に基づいてみていくと次のようになる。

第一は、Y社の開示する会計情報に対する容観性、正確性さらには有用性の評価である。Y社の財務諸表はY社の正規の会計帖簿から転写、作成される。これは記録された実数の転写であるから記帖が正確に行われていれば問題はない。財務諸表について問題になるのは、商法計算規則によって公的に加工され、さらにY社の決算政策によって私的に加工される分野が相当の範囲にわたって存在することである。現に開示されるY社の財務諸表は会計帖簿の実数と商法計算規則ならびに決算政策との調整を経て作成されたものと

いえる。したがって、Y社の財務諸表はY社の財政状態を、真実かつ公正に映し出していると認識するかどうかは、Y社の財務諸表作成基準をいかなるものと判断するかにかかってくる。

Y社の財務諸表は、その他の企業のものと同様に、客観的事実だけを記録したものではないから、そこに介在する恣意性と任意性がいかなる性質と特徴を持っているかということになる。商法は公益と投資家の利益が保護される必要性を認める立場から、恣意性と任意性の介入する余地を極力小さくする方向をとってきた。

また、商法計算規則⁹⁾によると財務諸表は『会社の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない』(第2条)とされ、貸借対照表の作成については(第4条-第36条)に、損益計算書の作成については(第37条-第44条)に、その基準を指示している。これによって貸借対照表は資産、負債、資本に三区分別され、資産については流動資産、固定資産、繰延勘定を区別すること、負債については流動負債、固定負債を区別し、配列は流動性配列法によること。資本の区分については資本金と法定準備金、剰余金とし、当期利益を明示することになった。損益計算書は経常損益計算(営業損益、営業外損益)と特別損益計算(特別利益、特別損失)を区分し、収益ならびに費用を明示して、当期利益を記載することになったのである。

4) 有価証券報告書による情報の開示

わが国の企業情報開示制度は、これまでみてきた商法に根拠をもつ営業報告書のほかに証券取引法に根拠をもつ有価証券報告書がある。Y社においても有価証券報告書が作成され、開示されている。

有価証券報告書に記載される事項は①会社の目的、商号及び資本、②営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要事項、③会社役員、④会社の発行する有価証券、⑤公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令¹⁰⁾で定めるものとされた。〔「証券取引法第24条」〕有価証券報告書の様

9) 正式名称は「株式会社の貸借対表、損益計算書及び附属明細書に関する規則」(昭和38年3月30日、法務省令第31号)引用は最終改正昭和50年7月24日、法務省令第41号によった。

10) 証券取引法は昭和23年5月7日施行。引用は最終改正昭和46年3月3日法律第5号によった。

式は「有価証券の募集又は売出の届出に関する省令」(大蔵省令第74号, 昭和28年)によって定められているほか, 有価証券報告書に記載される貸借対照表, 損益及び剰余金結合計算書, 剰余金処分計算書の財務諸表は, 「財務諸表等の用語, 様式及び作成方法に関する規則」(大蔵省令, 昭和38年11月, 一般に財務諸表規則と略称)の指示する基準に従っている。したがって, 有価証券報告書の財務諸表と, 営業報告書の財務諸表は, 法令中心主義の財務諸表ではあるものの, 準拠する法律と規則が一方は証券取引法と大蔵省令, 他方は商法と法務省令に分れている。その様式, 表示方法が異なるため, 同一科目名のもとに表示される数値が違ったものになってしまう。

このように, わが国では企業が開示する財務諸表は一種類にとどまらない。株主総会に提出するために商法計算規則に従って作成されるもののほか, 有価証券の発行の届出等の報告にさいして大蔵省に提出するために財務諸表規則に従って作成されるものがある。このほか, 租税目的をもって税務当局に提出するために作成される財務諸表がある。わが国では財務諸表のようなもっとも基礎的な企業情報について統一された作成基準, 作成様式が存在しない。目的ごとに, 異なった基準に従って異なった様式の財務諸表を作成する義務がある。このように目的が異なるに従って様式が異なる財務諸表が存在するので, 利用する側は十分に注意してかからなければならない。作成意図にさかのぼって検討すれば, 有価証券報告書は総合的専門的会計報告書といえようし, 営業報告書はより一般的企業情報の開示資料とみることが出来る。しかし, 財務諸表のような基本的会計情報は同一基準, 同一様式のものに統一されるのが利用上は望ましい。財務諸表の作成基準が例えば, 理解の難易性にふみ込んで, 営業報告書は大項目主義, 有価証券報告書は中ないし小項目主義を採るといような相違があれば, それなりの評価は出来る。わが国の場合は, 要するに基準と様式が異なるから, 作成される財務諸表の科目さらに数値まで異なるのである。

いま, 財務諸表の具体的差異をY社1969年度営業報告書と有価証券報告書によって検討してみると次のようになろう。(〈第1表〉参照)それによると貸借対照表は資産, 負債, 資本について差異がある。資産の部では流動負債と合計の数値は同一であるが, 営業報告書には繰延勘定の科目がない。このため固定資産の価額は31,585百万円となっている。対する有価証券報告書で

は、固定資産31,394百万円、繰延勘定191百万円と表示されている。負債の部では科目名の変動はない。流動負債と負債合計の数値は同一であるが、固定負債と引当金の区分基準に著しい相違があるため価額は大幅に変化する。退職給与引当金を営業報告書では引当金の科目に計上したが、有価証券報告書では固定負債の科目に計上したからである。資本の部は資本金以外の科目名が異なっている。これは資本計算の区分法が全く異なっているためで、営業報告書は法定準備金と剰余金に、有価証券報告書は資本剰余金、利益剰余金に区分される。価額は資本金と資本合計は一致するが他は別個である。

<第1表> Y社の財務諸表の相違

	営業報告書	有価証券報告書
資 産 の 部		
流 動 資 産	38,808	38,808
固 定 資 産	31,585	31,394
繰 延 勘 定	—	191
合 計	70,393	70,393
負 債 の 部		
流 動 負 債	37,677	37,677
固 定 負 債	8,720	16,350
引 当 金	9,677	2,047
合 計	56,074	56,074
資 本 の 部		
資 本 金	7,500	7,500
法 定 準 備 金	1,471	—
剰 余 金	5,349	—
資 本 剰 余 金	—	912
利 益 剰 余 金	—	5,907
合 計	14,320	14,320

(単位: 100万円)

る。貸借対照表と同時に作成される損益計算書においても相違がある。営業報告書では損益計算書と利益金処分案は別個に作成されるが、有価証券報告書では損益及び剰余金結合計算書が連続して作成され表示される。損益計算は営業報告書では経常損益の部、特別損益の部に分けて行われ、経常利益と法人税等引前当期利益、当期利益、当期末処理分利益が逐一計算表示される。対する有価証券報告書は売上総利益、営業利益、当期総利益、当期純利益の順に損益計算を進め、引き続いて利益剰余金計算を行ない、繰越増加高繰、越減少高を順次表示し、当期末処理分利益剰余金、未処分利益剰余金が算出される。これを表示された価額で比較すると損益計算の段階だけでも<第2表>のような相違が出てくる。

営業報告書と有価証券報告書の数値は売上高、売上原価、その差額である売上総利益までは同一である。しかし、販売費及び一般管理費の価額が異なるため営業利益が一致しない。営業外収益の価額が異なるため、当期総利益

が一致しない。営業外費用の価額が異なるため経常利益は一致しない。経常利益という名称は有価証券報告書には見当たらず、当期純利益の名称が使用される。

営業報告書の損益計算は経常利益に引き続いて、特別損益計算に進み、税引前当期利益を確定させる。法人税等充当額を控除した残余が当期利益として特定され、これに前期繰越利益を加えたものが「当期末処分利益」として表示され、利益金処分案に引き継がれる。これに対して、有価証券報告書の損益計算は「当期純利益」の算出で終わりとなされ、利益剰余金計算に引き継がれる。繰越利益剰余金処分額を前期末処分利益剰余金から控除した繰越利益剰余金が表示され、ついで、固定資産売却益等の繰越剰余金増加額が確定、

固定資産売却除却損等の繰越利益剰余金減少高が確定して、繰越欠損金期末残高が表示される。当期純利益から繰越残高を控除したものが当期末処分利益剰余金であり、法人税等控除後の価額が、最終的に表示される。これは営業報告書の「当期末処分利益」の価額と一致する。

以上のとおりであるから、開示された企業情報を利用するには相当の注意が必要とされる。すでに見たように、営業報告書には財務諸表の作成基準⁷ 決算政策の説明、科目計算の解説等はいつさいつけられていない。これに対して、有価証券報告書においては相当の脚注が準備され、科目数が多いうえ前年度との比較計算が行なわれていることも作用して、一般に有用性は高いもののように評価されている。

〈第2表〉 損益・利益計算の差

	営業報告書	有価証券報告書
売上高	138,458	138,458
売上原価	111,176	111,176
売上総利益	27,282	27,282
販売管理費	20,430	20,397
営業利益	6,852	6,885
営業外収益	689	566
当期総利益	7,541	7,451
営業外費用	3,018	2,537
経常利益	4,523	—
特別損失	253	
税引前利益	4,270	
法人税等	2,402	2,402
当期利益	1,867	
当期末処分利益	1,937	
当期純利益		4,917
繰越欠損金		578
当期末処分利益剰余金		4,339
税引後		1,937
(内当期増加分)		(1,867)

(単位: 100万円)

しかし、損益計算を例にとると、営業報告書では明白な区分損益計算方針に沿って、営業損益、経常損益、純損益計算が表示されていて、単一区分損益計算方針をとる有価証券報告書よりも実際には有用性の高い計算結果を表示していると評価することもまた可能なのである。単一区分計算は企業の活動は全て営業活動であって、損益は \langle 総収益 $-$ 総費用 \rangle として計算されるのが実際のだとの立場を採る。企業活動が多様化するにつれて営業取引、経常取引、特別取引の区分がむずかしくなるから、単一区分計算にはそれなりの根拠がある。ただし、単一区分計算の有用性を発揮させるには \langle 総収益 $-$ 総費用 \rangle 計算から除外される「非経常項目」の範囲をよほど特定してかからなければならぬのである。¹¹⁾

日本式の単一区分計算では、通常の企業活動の結果発生する固定資産売却廃棄に伴う損益までが「非経常項目」に含まれてしまい、商法計算規則による経常利益にはほぼ等しい利益が、財務諸表規則によると当期純利益として表示されてしまう。財務諸表規則の計算概念によると、固定資産売却廃棄の損益は繰越剰余金の増加、減少として認識されるからである。単一区分計算によって算出される「当期純利益」、あるいはと区分計算によって算出される「当期利益」の数値を使用するには、慎重な考慮が必要とされるのである。

第3節 米国式年次報告書

1) K社・1969年年次報告書

米国における企業情報開示制度は日本式の制度と違って、慣行中心主義によっている。ここではK社の年次報告書に基づいてその構成、内容を調べ、さらに開示内容についての批判的検討を行うことにする。採り上げる報告書は1969年版である。

K社の69年版年次報告書の形状は12cm×28cm、36ページ建てのしょうしゃなパンフレットである。目次と内容を \langle 第3表 \rangle に掲げたが、特徴は多様性と総合性にあるといえよう。開示された年次報告書を読めば、K社についての予備知識、食品業界についての専門知識、企業会計についての技術的知識を持たなかった株主であっても、K社の多国籍所有を志向する企業体の活動

11) 木暮稔「一般向単独英文財務諸表の作り方」に区分計算と非経常項目の指摘がある。

<第3表> Kraftoco Corporation 1969 Annual Report

ページ	形式	標 題	内 容
1	表 紙	1969年年次報告書	Kマークと社名, タイトルだけ。
2	表 紙 裏	目次, 株主総会招待通知	目次の細目, 招待文。
3	ポスター	クラフトコ: おなかを充たす産業	キャンペーンポスター
4	表と写真	財政概要	68-69年の財政概要。会長, 社長のポーズ写真
5	あいさつ文	株主各位へ	会長, 社長連名のあいさつ。社業中心の内容。
6-7	記事と写真	新しい需要に出会う新しい製品	米国内, 海外で供給した新製品, 販売機構の整備
8-9	写真と記事	外食: ブームにのる産業	K社の外食用食品提供能力の宣伝
10-11	写真と記事	産業用製品	K社の化学事業, ガラス事業, 資材事業の概要
12	記 事	マーケティング: 人々の求めるものの提供	K社のマーケティング哲学の紹介
13	ポスター	クラフトコ: ミュージックホール	消費者サービスの紹介
14-17	写真と記事	クラフトコ: おなかの充たす産業	研究と開発: イノベーションの概要 70年代展望
18-19	写真と記事	クラフトコ: 製品群の変貌	60年代の製品構成と5製品群の紹介
20-21	記 事	1969年財政報告	売上, 利益と配当, 資本支出, 法的事項を概説
22-23	グラフと表	10カ年の推移グラフと製品売上表	売上, 利益, 資本支出, 海外売上, 海外利益
24-25	財務諸表	比較連結貸借対照表	69年12月27日, 68年12月28日現在
26-27	財務諸表	比較連結損益計算書, 同剰余金計算書, 同資金運用表	
27-28	記 事	連結財務諸表注記, 長期借入金, 資本取引一覧表	
29	記 事	監査人報告	K社, 取締役会, 株主あて
30	財務諸表	カナダ以外の海外子会社:	損益計算書, 財政態報告書
31	記 事	事業部と営業活動	米国内6事業部, カナダの営業と海外の営業
32-33	表	10カ年の概要	損益と配当, 財政状態, その他統計情報
34	名 簿	取締役会及役員	取締役, 役員, 委員会, 弁護士, 取引銀行他
35	白 地		
36	裏 表 紙	社名, 所在地	

形状: 21cm×28cm, 上質コート紙使用, 多色刷, 36ページ。

状況はひとつと理解し得る内容になっている。年次報告書の構成は、①株主へのメッセージと財政ハイライトの紹介による企業アピール、②多国籍所有の総合食品企業として発展を続ける K 社の経営政策営業方針の開示。（あまりなじみのない事業部門にスポットをあて、一般食品については製品特性よりも、マーケティング、イノベーションによる製品の開発、流通、消費の拡大に焦点をあてる）③財政情報の平易、明解な開示。財政報告、財務諸表、注記、監査報告はすべて正規の様式であるが、平易である。（大項目主義による見やすさ、理解のしやすさもある）④企業組織、役員、役員会機構の開示。事業部長は（Division President）K 社の副社長が兼務していることも明らかになる、⑤K 社の 10 年（1960-69 年）の会計情報の開示。ここでは損益と配当、財政状態、その他基本事項の統計が、同一の基準に評価換えされたものとして表示される。

年次報告書の冒頭に掲載されている株主宛メッセージはもっぱら自社の経営政策と営業成績の紹介にあてられており、日本の Y 社の社長メッセージとは著しい差がある。日本の Y 社の株主へのあいさつの形式は 60 年代においては全く同一であって、①日本経済の動向と政策の評価、②乳業界の動向と牛乳・乳製品市場の評価、③これらと関連させた Y 社の経営政策と営業成績の開示が行なわれている。ストレートに自社の営業成績を誇示したり開示することは行わない。その必要性を全く認識することもないようである。それが Y 社の営業報告書の構成内容の硬直性となって現われている、とみることも出来るのである。

2) メッセージと財政概要

K 社の会長、社長連名の株主宛メッセージの冒頭部分は次のとおりである。

『1969 年次はわが社にとって、成長と拡大の 10 年を終了した年でありました。1960 年代に、売上は 975,180,000 ドル増加しました。純利益は 26,263,000 ドル、株主配当の総額は 364,237,000 ドル、資本支出は 467,262,000 ドルに達しました。

10 年間の成長と変貌の経験は、わが社名の変更に反映されています。われわれは National Dairy Products 株式会社として 1960 年代に突入しました。われわれは Kraftco 株式会社として 1970 年代に突入します。拡大とい

日米企業情報開示の比較検討

ノーションは、1923年にわれわれが開始した 地域的な牛乳とアイスクリームの営業から遥か離れた世界へ、われわれをひきつけてきました。』

このメッセージはさらに、K社における多国籍所有の拡大と各国株式市場への参入方針を開示。引き続いて、69年次の営業概況と海外事業概況、同社役員の変動と企業共同体への感謝の辞が述べられている。多言ではないが、寡言ではない。K社の代表者として伝えるべき経営情報を確信を持って開示しており、日本の営業報告書のあいさつ文にみられるような抽象性、形式性は全く認められない。

また、メッセージに関連して開示された財政概要はK社の企業会計の基礎情報から巧みに加工されて表示され、いる。それが<第4表>である。一般株主がもっとも関心を寄せる情報が厳選されているうえ、理解されやすいように「1株当たり(Per Share)」の情報が開示されている。

企業情報開示制度のもつ効果は、結局のところ、利用者にとって適切と判断される情報が開示されたか、また、利用者が対象企業について判断を試み

<第4表> K社の財政報告

科 目	年 次	1969	1968
売 上 高		2,580,905,000	2,428,106,000
利 益		75,625,000	76,162,000
1 株 当		2.69	2.67
売上高利益率		2.93%	3.14%
米国及外国所得税		80,721,000	75,414,000
1 株 当		2.87	2.64
株 主 配 当 金		47,077,000	44,886,000
1 株 当		1,675	1,575
資 本 支 出		56,511,000	45,799,000
減 価 償 却		42,305,000	41,206,000
運 転 資 本		325,859,000	359,660,000
自 己 資 本		649,119,000	638,697,000
株 主 数		71,584人	71,702人
株式数(期中平均)		28,111,096株	28,497,431株

(単位 ドル)

る場合に必要情報が開示されているかどうかによって判定する以外にならう。その場合、専門的ないしは技術的知識がなくても、容易に利用しうるのが「1株当たり」の情報であろう。米国の財務諸表の中にも、「1株当たり」の分析情報が含まれており、その代表的な表示は、損益計算書における純利益等の科目で行なわれている。

<第5表> 10カ年概要の科目

この場合の基準となる株式は期中平均一般株式の内、社外に保有されている株式数である。期中平均社外一般株式数で利益を割ると、1株当利益が算出される。同様にしてK社の法人税等租税、配当金についての1株当価額が表示される。また、科目の名称についても具体的工夫をこらしている。売上高利益率については「Per Dollar of Sales」と呼称する等難解さを排し、平易な表現に徹する努力を払っていることが認められる。

巻末に掲載されている統計表「10カ年の概要」においても大項目主義が貫かれており、企業会計の基礎情報と認められるものは積極的に開示されている。これは69年版に限らず各年次の報告書に引き継がれ、掲載されてきた。そのさい「1株当たり」の情報は例えば倍額増資があれば、それ以前とそれ以後が比較し得るように調整されている。¹²⁾ 利用する側の便益を考

利益と配当	: 純売上 連邦及外国所得税控除前利益 税引後純利益 配当金 普通株1株当たり: 税引後純利益 配当金
財政状態	: 現金及1時的投資 受取手形及受取勘定 棚卸資産 流動資産合計 流動負債合計 運転資本 固定資産 資産総計 固定負債 資 本 普通株1株当たり
統計情報	: 資本支出 年間減価償却費 税金総額一所得、固定資産他 普通株1株当たり 固定負債利子 賃 金 従業員平均数 年次末の株主数

12) Kraftco Corporation 1969 Annual Report の「Ten years Summary」の注記には「1966年以前の全年の1株当数値は66年の倍額増資のため調整されています」とある。

慮しながら、根本資料は加工されて公表されるのである。

利益と配当の部では、純売上、純利益、配当金を中心であるが、法人税等所得税の「費用性」を重視する立場から税引前と税引後の純利益が対照表示される。米国においては一般に租税は企業会計基準とは全く別個の財政・社会政策上の配慮によって定められると考えられており、会計基準によって算出された税控除前利益ならびに、そこに至る損益計算と、課税基準ならびにそれによる計算は全く別個のものとする認識が支配的である。財政概要の中でも租税公課とその1株当たり価額が特に表示されたのも、こうした企業会計の慣習に基づくものといえる。¹³⁾

財政状態の部は、加工され単純化された貸借対照表である。流動資産、固定資産と資産合計が開示されているので、その他資産は差額計算によって算出する。負債の部についても、大項目主義の数値を加除すれば、未表示の科目数値が作成されるように工夫されている。統計情報の部は、自己資本に変化を与える債務の増加あるいは資産の減少等、企業の原価あるいは費用と認められるもので相当の価額に達するものが開示されている。

3) 年次報告書の特徴

米国乳業K社の年次報告書の内容をやや詳細に調査すると、年次報告書は単なる決算書類と企業情報を掲載した開示資料とはいいい切れないものであることが明らかとなろう。日本式営業報告書が財務諸表を中心とする会計情報の法的開示であったのに対して、米国式の年次報告書は企業情報の総合的な開示機能を慣行によって果しており、開示情報は会計数値よりも解説、叙述的な内容のものが中心となっているといえる。また、表現形式においては、ブックデザインに十分配慮しつつ、写真、ポスター、グラフはもちろん、財務諸表のレイアウト、使用文字のレイアウトに至るまで、細心の注意を払っている。解説、叙述文は、読者1人1人と直接対話を行なうスタイルでまとめられており、年次報告書の中ではもっとも重要な監査済比較財務諸表からも、堅苦しさ、形式的難解さが排除されている。

このことは、企業情報として必要な正確性、客観性がそなわれることなく、平易さと親しみ易さが年次報告書の中に貫徹していることを物語もので

13) 白田茂男「アメリカ式財務諸表」によると米国では会計上の税引前利益と課税所得は全く別個の概念とされ、いわば水と油だと指摘されている。

あって、株主向企業情報の開示目的を列挙した Lasser の基準は、K社の年次報告書において、十分実現している。この Lasser の基準は年次報告書の編集姿勢を明示したものであって、「株主としての自尊心、企業に対する関心を高めること」また、「消費者、利益関係者に企業への信頼感、製品への関心を高めさせること」を大前提に据え、こうした目的に必要な情報を多角的に掲載、その資料の中に財務諸表をおさめる形式をとることを編集方針とするよう示唆している。

したがって、米國式年次報告書は、財務諸表を基礎におく会計報告書的な開示資料であるか、または、財務諸表に基づく会計情報の提供という領域を越えた企業の総合情報開示資料であるかは、にわかに判定し得ないほどである。もちろん米國においても年次報告書の在り方について、米國公認会計士協会 (AICPA) 財務会計基準審議会 (FASB) などの見解ないし意見書をもとに開示内容の充実が図られてきた。Rappaport によると、米國における年次報告書の内容は4項目5計算書類が一般的基準になっているという。¹⁴⁾

それによると年次報告書の一般基準4項目は①説明的資料、②報告書概要、③財政状態および経営成績に関する主要統計の数年間の要約、④正規の財務諸表である。5計算書類は①2年間の比較貸借対照表、②損益計算書、③剰余金計算書、④持分変動計算書、⑤資金運用表である。K社の69年版年次報告書について点検してみよう。一般的基準の①説明的資料、説明的資料は6-19ページを中心に十分である。②の報告書概要は4ページの財政概要と5ページの株主宛メッセージでよい。③の主要統計の要約は32-33ページの「10カ年の概要」がある。次は5種類の計算書類である。①は比較連結貸借対照表 (24-25ページ)、②は比較連結損益計算書、③は比較連結剰余金計算書、⑤は比較連結資金運用表 (以上26-27ページ) として掲載されていて、④の持分変動計算書が開示されていないだけである。総体としてはK社の年次報告書は一般的基準をみたした内容となっていると評価されよう。

4) Form 10-K と Rule 14c-3¹⁵⁾

さて、日本における企業情報は営業報告書の開示制度ならびに有価証券取

14) Louis H. Rappaport, SEC Accounting Practice and Procedure, 3rd ed. 増谷裕久前掲書訳による。

15) 増谷裕久, 前掲書に詳しい。

引法に基づく有価証券報告書の開示制度があった。米国における企業情報の開示制度も、2種類存在している。1つは、いままでみてきた年次報告書であって、米国では Stockholders' Annual Report あるいは Condensed Annual Report と呼ばれる。これは長い間、企業の努力によって慣行になるまでに育成されてきた。法的には「証券取引法」の Rule 14c-3 によって誘導されてはきたが、1974年までの法的規制はゆるやかで、指導要領的なものに過ぎなかった。いま1つは、Form 10-K Annual Report と呼ばれるもので、これはSEC規則に従って作成されなければならない。

そこで Rule 14c-3 Annual Report と Form 10-K Annual Report の関係をみよう日本式では営業報告書と有価証券報告書は別個の基準で作成され、財務諸表の数値も同一ではなかった。米国においては年次報告の基準は同一である。Form 10-K は一般的にみて証券、投資分析用。Rule 14c-3 は大衆的な報告書。後者の Report は Form 10-K を『いかにして、一般化し、大衆化し、会計学や経営学にうとい株主・投資大衆に、経営成績や財政状態を伝達すべきか、という点に努力が払われている』資料だという。また、米国においては証券取引用の財務諸表と株主用の財務諸表には同一の会計基準が適用されている。日本では営業報告書用の財務諸表と有価証券報告書用の財務諸表とは別個の会計基準に依っていた。これは根拠法が別個のものであることに起因している。しかし、米国の会計基準はいわゆる慣行によって形成されており、「一般に認められた会計基準 (Generally accepted accounting standards)」がそれに当たる。2種の年次報告書の財務諸表は同一基準によって作成され、開示されており、情報数値は同一である。

Rule 14c-3 が勧告してきた年次報告書に開示すべき情報は①監査済比較財務諸表、②5年間の営業概況、③営業概況の経営者的分析、④社内業務の簡単な説明、⑤5カ年間の事業部別内訳、⑥会社の重役および業務役員の身分証明と主要業務、⑦過去2カ年間の4半期毎の株式の時価相場の変動と株主に支払われた配当に関する計算書の7項目であった。これをK社の69年版報告書によって受入れ状況を点検すると、①は24-27ページの比較連結財務諸表である。②は5カ年の営業概況であるが、逐年の具体的な概況としてではなく、近年のそれがテーマごとに解説されている。③の経営者的分析は、会長、社長連名のメッセージ、マーケティング、イノベーションの項で解説さ

れている（以上4-19ページ）。④の社内業務の説明は、事業部と営業活動（31ページ）において、⑥の重役の紹介と担当業務は取締役と役員名簿（34ページ）において、おおよそのところは示されている。しかし⑤の5カ年間の事業部別内訳、⑦の株式相場と配当金計算書はいずれも記載、開示されていない。K社の年次報告書は7項目中5項目は開示済み、2項目は未開示であった。

ここで、K社の財務諸表を69年版年次報告書で点検すると、①比較連結貸借対照表、②比較連結損益計算書、③比較連結剰余金計算書、④比較連結資金運用表、⑤連結財務諸表の注記、⑥監査報告、⑦カナダ以外の海外子会社の損益計算書、⑧同財政状態報告書（24-30ページ）の8種類で構成される。日本のY社の財務諸表と対比すると①の貸借対照表、②の損益計算書、⑥監査報告の3種類は共通するが、K社の④資金運用表、⑤の注記はY社にない。米国において資金運用表が重要な位置を占めている半面、日本の利益金処分案に相当する計算書は存在しない。これは米国においては日本のような利益金処分手続きがないからである。日本においては取締役が利益金処分案を作成し、株主総会の承認を得なければならない。このような制度は米国には存在しない。したがって処分案、処分計算書は作成されないのである。

5) 多国籍所有企業の情報開示

以上は米国企業としてみたK社、そのK社が公表した年次報告書を、米国における一般基準ならびに勧告的基準から点検してきたのであるが、K社は同時に外国籍所有企業でもあった。株主宛メッセージの中でも『われわれは多くの国々に製造施設を所有しており、より多くの多国的所有を達成するための措置を講じています』と報告、自ら、多国籍所有（Multi-national ownership）企業の志向を強める宣言を行っていた。1969年においてK社は国際的の子会社をオーストラリア、ベルギー、イギリス、デンマーク、フランス、ドイツ、ガテマラ、アイルランド、イタリア、メキシコ、パナマ、フィリピン、スペイン、スウェーデン、ベネズエラに保有し、酪農製品と加工食品の製造と販売を行ない、カナダにおいてはクラフト食品部監督下のクラフト食品、バンクーバー・ファンシ・ソーセージ社、セルテスト食品部監督下のドミニオン・デリー社があった。海外子会社は殆どクラフトコ社が100%支配する形態をとっていたが、69年に日本に設立したMKチーズ会社は森

永乳業との合併会社である。50対50の合併会社はK社にとって初の試みであった。

このことから、K社における企業情報の開示は多国籍所有企業としての側面を持つことになる。多国籍所有企業の情報開示制度にはもちろん法的根拠は与えられていない。しかし、企業の進出を許可した国の側からは企業全体の情報もさることながら、進出国における企業活動についての情報が有用性をもつことになる。これについて Enthoven は『自国の市場がどの程度多国籍企業の活動の統制下にあるかを知り、販売高のどの程度が自国内の付加価値によって占められているか、どのような要素が輸入されているかを知って、もし多国籍企業による自国内の付加価値が小額である場合には、可能な限り、政府が自国内の要素の増加を要求するのに役立たしめるためである』と見ている。これが、進出国政府の多国籍企業に対する情報開示要求の基本方向だとすれば、多国籍企業の開示すべき企業情報は、連結財務諸表のような基礎的会計情報に加えて、『多国籍企業活動の便益とコストを評価し得るような付加価値報告書』¹⁶⁾が有用な資料となろう。

また、OECDにおいても多国籍所有企業の情報開示について積極的な関心を持っており、1976年6月には「国際投資および多国籍企業に関する宣言」の附属文書において9項目にわたる情報開示を勧告している。¹⁷⁾

『企業は、その事業活動の経済的な性格および相対的規模、事業機密上の要請ならびに費用に対し妥当な考慮を払いつつ、事業が行なわれるそれぞれの国の国内法に基づいて公開される情報に追加して、公衆の理解を向上させるために適した形式により、この目的に必要なとされる限度において、企業全体としての組織、活動および方針について十分な量の事実に関する情報を含め、企業全体に関係する財務諸表および他の関連情報を合理的な期間内に定期的に（少なくとも毎年1回）公表すべきである』（外務省国連局仮訳）

OECDの勧告した企業情報開示制度は多国籍所有企業の新しい年次報告書の指針となるべきものであろう。OECDの9項目の基準は①親会社の名称および所在地、その主要関連会社ならびに当該関連会社間の株式持合いを

16) 吉田寛「多国籍企業による情報開示の実情」（会計、昭和52年7月号）から引用。

17) OECD、前掲書。

含む直接および間接の当該関連会社における株式保有比率を示す企業の組織、②事業活動が行われる地域ならびに親会社および主要関連会社により当該地域において行われる主たる活動、③地域ごとの事業活動の実績および販売上ならびに企業全体の主要業務における販売高、④地域ごとの重要な新規投資および、実行可能な限り、企業全体の主要業務ごとの重要な新規投資、⑤企業全体の資金の源泉および使途の計算書、⑥それぞれの地域ごとの平均従業員数、⑦企業全体の研究開発費用、⑧企業構成体間の価格設定に関する方針、⑨連結決算に関する会計上の方針を含め、公表される情報を作成するにあたって遵守される会計上の方針である。

OECDの報告しよ開示制度はエンソーペンの付加価値報告書の観点に比べるとその開示範囲は狭い。進出国政府は多国籍所有企業の企業活動を制限付で掌握するにとどまるであろうが、これを69年版のK社の年次報告書によって社て開示の有無を点検すると、一部分だけでも公開されているのは①の本の名称、所在地、③の企業全体の主要業務販売高、⑤企業の資金運用表、⑨の会計基準の一部にとどまっており、これら以外の大部分の情報は未開示である。特に、多国籍所有企業の地域活動については殆ど開示されていない。これらのことがK社の企業情報の開示制度についての新たな課題といえよう。

要 約

本章では、日米乳業の比較分析に使用した企業情報がいかなる開示制度に基づいて公開されたものであったかを点検し、日米乳業の企業情報開示制度の特徴を分析した。

その中で明らかにされたことは、第1に日米間の企業情報開示制度には著しい相違があることであった。日本式は法令中心主義、米国式は慣行中心主義とみなされる根拠が示された。第2に、日本式の営業報告書という最も一般的な開示制度を、Y社の1969年版を具体的に採り上げて、検討した。それと関連させて、日本式開示制度の一翼を担う有価証券報告書を採り上げた。営業報告書の開示する財務諸表と有価証券報告書の開示する財務諸表はその基準、様式が異なるため、同一名称下の科目の数値が違っている。その実態を比較検討した。

第3に、米国式の開示制度をK社の1969年版年次報告書を具体的に紹介し

つつ検討した。米国式の報告書は、多様性と総合性を兼備した質の高い情報資料で、株主に誇り、自社への関心を抱かせようとする編集意図はかなり実現していると評価し得よう。正確性、客観性と平易さ、親しみやすさを同時に盛り込むことに成功している。

もちろん、米国の企業情報開示制度は慣行一本槍ではなく、このすぐれた制度を奨励し充実させるための法令が、証券取引法等によって整えられてきた。このことは、年次報告書の Lasser, Rappaport の基準、あるいは Rule 14c-3 の基準によって確認し得た。

また、多国籍所有企業としてのK社の情報開示は、米国企業としてK社を評価する場合とは別の基準によって、点検されなければならない。これについては Enthoven の所説をみながら、OECDの「国際投資および多国籍企業に関する宣言」にみられる9項目の情報の開示勧告を紹介、K社の現状の開示状況と対比させた。